五戸町防犯灯・商店街街路灯電気料補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、自治会及び商店街団体（以下、「自治会等」という。）が、維持管理する防犯灯、街路灯（以下「防犯灯等」という。）の電気料に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付にあっては、五戸町補助金等の交付に関する規則(平成１６年五戸町規則第４５号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象）

第２条　補助金の対象となる防犯灯等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。（１）　自治会等が区域内に設置し、歩行の安全及び防犯に役立つと認められるもの（２）　自治会等の責任において適切に維持管理されているもの

（３）　自治会等がその電気料を負担しているもの

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、前条に規定する防犯灯の補助金の決定に係る年度の４月分から１２月分までと補助金の決定に係る年度の前年度の１月分から３月分までを合計した１年間の支払い総額の電気料の額の１００分の３０とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その全額又端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第４条　補助金の交付を受けようとする自治会等は、防犯灯・街路灯電気料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に電気料金振替領収証（１月から１２月支払い分）及び電気料金請求内訳書の写しを添えて補助金の決定に係る年度の１月末までに町長に提出しなければならない。

２　自治会が補助金の交付申請をすることができる回数は、補助金の決定に係る年度のうち１回とする。

（補助金の交付決定及び額の通知）

第５条　町長は、前条の申請に係る経費が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、防犯灯・街路灯電気料補助金交付決定書兼確定通知書（様式第２号）により自治会等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第６条　自治会等は、防犯灯・街路灯電気料補助金請求書（様式第３号）を申請年度の１月末までに町長に提出しなければならない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年1月1日以降に支払った電気料金から適用する。

　　　附　則

この要綱は、平成２７年１１月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

防犯灯・街路灯電気料補助金交付申請書兼実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

五戸町長　　　　　　　　　　　様

自治会等名

住　　所

代表者名

電話番号

自治会及び商店街団体が維持管理する防犯灯・街路灯の電気料金に対する補助金を受けたいので、五戸町防犯灯・商店街街路灯電気料補助金交付要綱第４条の規定により、次のとおり申請する。

記

１　補助申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

補助対象額×０．３（補助率）＝補助申請額（千円未満端数切捨て）

２　補助金交付対象額の明細　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月別 | 電気料金 | 月別 | 電気料金 |
| 1月 |  | 7月 |  |
| 2月 |  | 8月 |  |
| 3月 |  | 9月 |  |
| 4月 |  | 10月 |  |
| 5月 |  | 11月 |  |
| 6月 |  | 12月 |  |
| 合計（補助対象額） |  |

３　添付書類

電気料金振替領収証（１月から１２月支払い分）の写し

　　　電気料金請求内訳書（１月から１２月支払い分）の写し

様式第２号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　五総第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　五戸町長

防犯灯・街路灯電気料補助金交付決定書兼確定通知書

年　　月　　日付けで申請兼実績報告のありました防犯灯・商店街街路灯の電気料金に対する補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

１　補助金確定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第３号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　五戸町長 　　　　　　 様

自治会等名

住　　所

代表者名

電話番号

防犯灯・街路灯電気料補助金請求書

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定のあったことについて、五戸町防犯灯・商店街街路灯電気料補助金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり請求します。

１　請求額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先及び口座名義

　　金融機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　普通・当座

　：　　　　　　　　　　　　　　　　口座番号：